

亀山市公告第31号

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）第4条の規定により、市営住宅の入居者を公募する。

平成30年6月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 申込受付の期間及び時間並びに場所

(1) 受付期間及び時間

平成30年6月6日（水）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。ただし、申込みのなかった住宅については、抽選日の翌日から先着順に申込みを受け付ける。

(2) 受付場所

亀山市産業建設部都市整備課住まい推進グループ

2 入居資格及び申込方法

(1) 入居資格

ア 次の条件をすべて満たす者に限る。

(ア) 現に市内に住所又は勤務場所を有すること。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、高齢者等は単身入居を可とする。

(ウ) 亀山市営住宅条例第6条第1項第3号に定める収入基準に適合していること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(オ) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に市営住宅の家賃の滞納がなく、かつ、亀山市営住宅条例第40条の規定による明渡し請求を受けたことがないこと。

(カ) 入居申込者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

イ アに掲げる条件をすべて満たす者であっても、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者については入居させないことができる。

(ア) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等

(イ) 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）に規定する使用料

(ウ) 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）に規定する使用料

(エ) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）に規定する負担金等

(オ) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

(2) 申込方法

市営住宅申込要領に基づく市営住宅入居申込書及び添付書類を提出する。

3 選考方法

提出された申込書を基に入居者を選考し、入居申込者数が募集戸数枠内の場合は、全員が入居決定者となり、入居申込者数が募集戸数を上回った場合は、公開抽選により入居決定者及び補欠者を決定する。

なお、公開抽選の日時及び場所は、別途入居申込者に通知する。

4 公募住宅

住宅名	規格	階数	家賃	位置
鹿島住宅G-	中層耐	3階	18,300円～	北鹿島町9番

9号	火3階		35,900円	301号
野村団地住宅 N-303号	中層耐 火3階	3階	10,700円～ 21,000円	野村1丁目10 番7-303号

※野村団地住宅N-303号は、優先入居住宅とする。

※世帯員2名以上を申込みの対象とする。

※家賃は、収入月額に応じて6階層に分けるものとする。

5 優先入居の取扱いについて

優先入居住宅の入居対象者は、高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等を対象とし、これらの者は一般の抽選に先立ち優先入居の抽選を行うものとする。ただし、これに外れても再度一般の抽選に参加することができる。

6 入居時期

平成30年8月中旬。ただし、修繕の都合により入居が遅れる場合がある。